



議案第十一号

三朝町税条例の一部改正について

別紙のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十

二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十三年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十三年三月十一日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和三十二年三朝町条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「二百円」を「三百円」に改める。

第三百三十三条に次のただし書を加える。

ただし、宿泊しない入湯客にあつては、一人一日について、十円とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の町税条例第三十一条第一項の規定は、昭和四十三年度分の町民税から適用し、昭和四十二年以前年度の町民税については、なお従前の例による。

3 改正後の町税条例第三百三十三条の規定は、昭和四十三年四月一日以後の入湯客に係る入湯税について適用する。